

LEVI STRAUSS & CO.

サプライヤー行動規範

2026 最終更新日

目次

01 はじめに 03

当社の取り組み・SCoCの適用対象・要件の適用方法・当社の基準の根拠・協働・契約との関係

02 ガバナンスガイドライン 05

倫理基準・贈収賄および汚職・貿易制裁および輸出規制・利益相反・公正な競争・透明性と情報の開示・データ保護・責任ある調達とトレーサビリティ・是正措置・関与と地域社会への参画・能力構築、コミュニケーション、および実施

03 労働ガイドライン 09

児童労働・強制労働および現代の奴隷制・懲戒措置・差別・報復の禁止および苦情処理メカニズム・労働時間・賃金および福利厚生・結社の自由・健康と安全・従業員のウェルビーイング

04 環境ガイドライン 13

環境コンプライアンス・廃棄物管理・水の使用および排水管理・大気および温室効果ガス排出の管理・化学物質管理・循環型経済およびクローズドループ生産・製造サプライヤーに対する追加要件

05 お問い合わせ 15

懸念事項を報告する方法 – 秘密厳守で、報復を恐れることなく

製造サプライヤー

このラベルはLS&Co. 製品を製造または仕上げを行うベンダー、工場、下請け業者、ライセンシー、代理店、または関連会社のみに適用される要件を示しています。



第01節

はじめに

SCoCの対象範囲と適用方法

当社の取り組み

Levi Strauss & Co.（以下「LS&Co.」）は、最高水準の責任ある事業慣行の実践に取り組んでいます。LS&Co. サプライヤー行動規範（以下「SCoC」）は、当社の事業運営およびサプライチェーン全体における、公正で安全かつ健全な労働条件、ならびに環境への責任に関する要件を定めたものです。

SCoCの適用対象

SCoCは、LS&Co.に商品またはサービスを提供するすべてのサプライヤー（以下「サプライヤー」という）に適用する。適用対象には、次の者を含む。

- LS&Co.のために製品の製造または仕上げを行うベンダー、工場、下請け業者、ライセンシー、代理店、または関連会社（「製造サプライヤー」）。
- LS&Co.が自社使用のために商品および／またはサービスを調達するサプライヤー。専門サービス会社、人材紹介会社、マーケティング代理店、ならびに物流、施設、セキュリティサービスの提供業者を含むが、これらに限らない。
- LS&Co.のために、またはLS&Co.に代わって行動するその他の第三者。

要件の適用方法

サプライヤーは、当社のSCoCに従って事業運営を行わなければなりません。現地の法令または国の法令・規制の基準がSCoCと異なる場合、サプライヤーは、より高い基準を遵守しなければなりません。

「サプライヤー」を対象とする要件は、提供する商品またはサービスの性質に応じて、すべてのサプライヤーに適用されます。「製造サプライヤー」を対象とする要件は、製造サプライヤーにのみ適用されます。

当社の基準の根拠

当社は1991年に多国籍企業として初めて調達ガイドラインを策定して以来、当社の製品を製造する労働者の生活を保護・尊重・向上させ、責任ある調達決定を行い、当社の商業的利益を保護するために、国際的なベストプラクティスに沿ってガイドライン文書を改訂・発展させてきました。

SCoCは、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の基準に基づき、OECDの「衣料品・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス指針」を参考とする。

協働

SCoCは、世界中のサプライヤーとの関係の指針となるものです。当社は、SCoCおよび国際的に認められた労働基準に準拠し、環境および社会慣行の継続的な改善に取り組むパートナーを求めています。共に、LS&Co.に商品やサービスを提供する人々、およびそれらの活動の影響を受ける地域社会に利益をもたらす、持続可能な解決策の構築を目指します。また、当社の購買慣行が、サプライヤーによるSCoCの遵守を妨げないよう努めます。

契約との関係

SCoCは、サプライヤーとの契約上の合意を補完するものであり、それに取って代わるものではありません。両者に矛盾がある場合は、契約が優先されます。



第02節

ガバナンスガイドライン

倫理的かつ透明性の高い、法令を遵守した事業活動への期待

倫理基準

当社は、自らの組織および事業運営において、当社と同等の倫理基準を遵守するサプライヤーとの提携を目指しています。当社は、従業員、およびLS&Co.に提供される商品やサービスに関与する、あるいはその影響を受ける個人の、国際的に認められた人権を尊重します。

贈収賄および汚職

サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）を含む、適用されるすべての腐敗防止およびマネーロンダリング防止法、ならびに事業を行う地域におけるロビー活動および政治献金を規制する法令を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、自社の事業活動および取引関係において、あらゆる形態の贈賄、汚職、恐喝、横領を禁止しなければなりません。これには、便宜供与のための支払い、または事業上の決定に不適切に影響を及ぼしたり、不当な利益を得たりすることを意図した、あるいは合理的にそのように受け取られる可能性のある贈答品、接待、その他の利益も含まれます。

貿易制裁および輸出規制

サプライヤーは、事業を行う管轄区域において、適用されるすべての貿易制裁、輸出管理、関税、および輸出入に関する法令を遵守しなければなりません。サプライヤーは、自社またはLS&Co.に適用される貿易管理法令の下で禁止されている取引に関与してはならず、また、自社のサプライヤー、下請け業者、およびビジネスパートナーが同様に遵守するよう、合理的な措置を講じなければなりません。

サプライヤーは、自社またはそのバリューチェーン上のいずれかの当事者が、LS&Co. に提供する商品またはサービスに関連して、貿易制裁または関連する制限の対象となっている、あるいはその対象となる可能性があることを認識した場合は、速やかに LS&Co. に通知しなければなりません。

利益相反

サプライヤーは、LS&Co.との取引において、実際に生じている利益相反、潜在的な利益相反、あるいは利益相反とみなされる可能性のある状況を回避しなければなりません。利益相反は、サプライヤーの公平性や客観性が損なわれる、または損なわれていると見なされる可能性のあるあらゆる状況において生じます。これには、個人的なつながり、家族関係、または金銭的な利害関係が、LS&Co.に関わるビジネス上の意思決定に影響を及ぼす、あるいは影響を及ぼしているように受けとられる場合が含まれます。サプライヤーは、そのような利益相反を適切に管理できるよう、速やかにLS&Co.に開示しなければなりません。

公正な競争

サプライヤーは、公正に競争し、適用される競争法および独占禁止法を遵守しなければなりません。サプライヤーは、価格固定、市場分割、または支配的地位の濫用など、競争を制限する合意を結んだり、そのような行為を行ったりしてはなりません。

透明性と情報の開示

サプライヤーは、自社の事業活動について透明性を確保し、労働、健康・安全、環境を含むこれらの活動を正確に反映した記録を保持しなければなりません。サプライヤーは、LS&Co.、当社に代わって行動する第三者、および法律の要求に応じて、この情報を開示しなければなりません。

データ保護

LS&Co.は、サプライヤーに対し、LS&Co.の消費者、顧客、従業員を含む個人の個人情報を保護することを求めています。また、サプライヤーはLS&Co.の機密情報を保護しなければならず、LS&Co.に提供されるサービスの一環として処理されるすべての情報を保護するために、合理的な技術的、論理的、物理的な管理措置を確立し、維持することが求められます。

サプライヤーは、自社の事業に適用されるデータプライバシー、サイバーセキュリティ、および類似の法令を遵守し、LS&Co.の指示に従ってのみ機密情報および個人情報を処理しなければなりません。サプライヤーは、LS&Co.の機密情報、専有情報、または個人情報への不正アクセス、紛失、または開示が、LS&Co.および個人に悪影響を及ぼす可能性があることを認識する必要があります。 したがって、サプライヤーは、そのような事象が発生した場合は速やかにLS&Co.に報告し、その結果生じるリスクや影響に対処し、軽減するためにLS&Co.と合理的に協力することが求められます。

サプライヤーは、LS&Co. の機密データを保護する義務が継続的なものであり、当該情報の一部にアクセスできる限り、その義務が適用され続けることを認識しなければなりません。

責任ある調達とトレーサビリティ

製造サプライヤー

製造サプライヤーおよびLS&Co. は、サプライチェーンに対してデューデリジェンスを実施し、労働および人権、健康と安全、環境、企業倫理、および法令遵守に関するリスクを特定、防止、軽減しなければなりません。 製造サプライヤーは、これらのリスクを管理するための調達方針および管理体制を整備し、LS&Co.のために製造または仕上げを行う製品の原材料の調達元について、LS&Co.に対して透明性を確保し、LS&Co.の事前の書面による承認なしに、LS&Co.製品の生産のいかなる部分も下請けに出してはなりません。

また、製造サプライヤーは、原材料の調達元から完成品に至るまで、自社のサプライヤーによる調達元に関する申告を検証できる体制を整え、要請があった場合には、遅滞なく材料および商品の原産地に関する書類を提出しなければなりません。さらに、これらの基準に沿った方針を策定・維持し、従業員に周知徹底しなければなりません。

是正措置

製造サプライヤー

製造サプライヤーは、適用される基準および評価手法を詳細に定めた「LS&Co. サプライヤー行動規範実施ガイドブック」を遵守しなければなりません。同ガイドブックは当社のウェブサイトから入手可能です。

製造サプライヤーに不適合が認められた場合、当社は、取引関係を維持するために、当該製造サプライヤーに対し、所定の期間内に是正措置計画（CAP）を実施し、そのCAPに従って改善の証拠を示すことを要求します。LS&Co.は、改善の証拠を示さない、または継続的な不適合が認められた製造サプライヤーとの契約を解除する権利を留保します。

関与と地域社会への参画

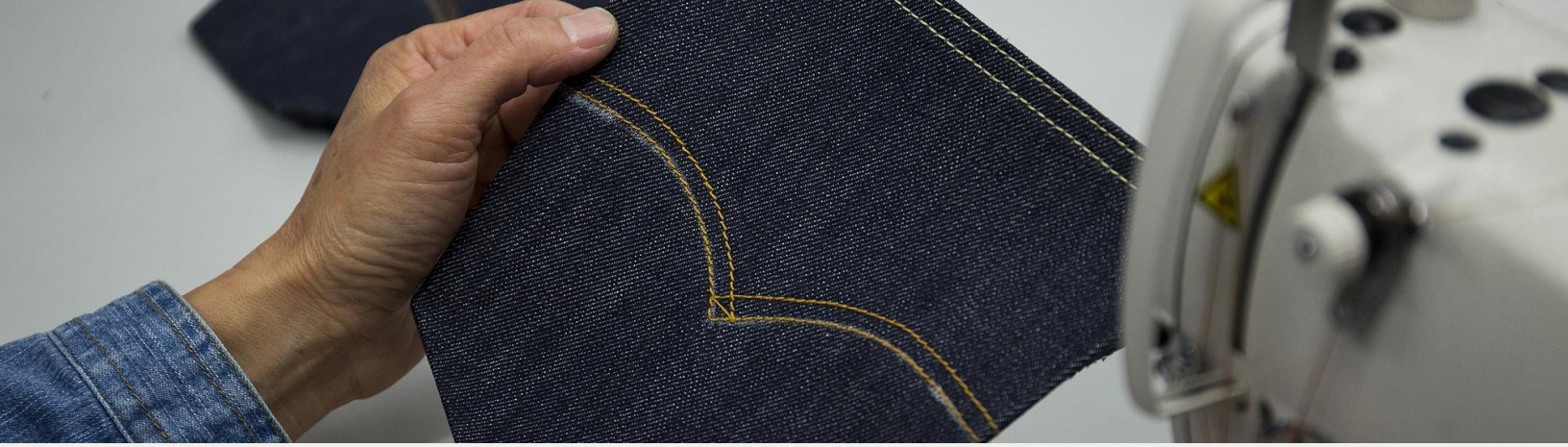
サプライヤーには、自社の事業活動に伴う社会的および環境的なリスクや影響を特定・評価・対処するとともに、人権、労働者の福祉、環境保全、および地域社会との建設的な関与を支援する取り組みを維持することが求められます。LS&Co.は、測定可能な取り組みと成果を通じて透明性、説明責任、および継続的な改善を示すサプライヤーとの長期的なパートナーシップを築くことを目指しています。

能力構築、コミュニケーション、および実施

製造サプライヤー

サプライヤーは、LS&Co.のSCoCに定められた基準と同等かそれ以上の厳格さを求める行動規範を保有するか、または導入しなければなりません。サプライヤーは、自社のサプライヤーに対し、適用される基準への対応について説明責任を果たすよう、仕組みを整えることが求められます。

また、製造サプライヤーは、従業員、請負業者、および施設への訪問者（地域社会の人々や移民労働者を含む）が理解できるよう、適切な言語で行動規範を掲示するとともに、経営陣および既存・新規従業員向けの研修プログラムにこれを組み込まなければなりません。



第03節

労働ガイドライン

労働者の権利、安全、尊厳の保護

児童労働

サプライヤーは、15歳未満、または義務教育年齢未満の労働者（いずれか高い方）を雇用してはなりません。サプライヤーは、18歳未満の者を、危険な業務、または健康、安全、道徳上のリスクを理由として適用法令により禁止されている業務に従事させてはなりません。LS&Co.は、若年層の教育上の利益のために、正当な職場見習いプログラムの開発を支援します。

サプライヤーは、最低就業年齢、年齢確認、労働時間、および危険な業務の制限を含め、若年労働者の雇用に関するすべての適用される法的要件を遵守しなければなりません。SCoCと適用される法律の規定が異なる場合は、より厳しい基準が適用されます。

強制労働および現代の奴隷制

サプライヤーは、LS&Co.に代わって行われるすべての業務が、人身売買やいかなる形態の強制労働もなく、自発的に行われることを確保しなければなりません。特に、移民労働者などの脆弱な立場にある個人が雇用されている場合は、この点が重要です。あらゆる形態の奴隷労働、債務労働、契約によって拘束される労働、人身売買による労働、囚人労働、その他の形態の強制労働は、当社自身の事業、サプライヤーの事業、および下請けサプライヤーとの契約関係において禁止されています。

LS&Co.は、強制労働を行っていることが判明したサプライヤーからの資材を利用または購入しません。サプライヤーは、直接または第三者を通じて、従業員に採用手数料の支払いを要求してはなりません。

懲戒措置

サプライヤーは、すべての労働者を尊厳と敬意を持って扱い、職場におけるハラスメント、虐待、精神的または身体的な強制、および性的またはジェンダーに基づく暴力を防止、対処、是正するための効果的な措置を講じなければなりません。

懲戒措置は、合法的、公正、かつ均衡を保ったものであり、文書化されなければなりません。サプライヤーは、適用される法律によって明確に認められ、かつ公正、透明、かつ非強制的な方法で適用される場合を除き、懲戒措置として賃金の控除、罰金、その他の金銭的罰則を科してはなりません。

差別

LS&Co. は、文化的な違いを認識し、尊重します。当社は、労働者は個人的な特性や信条ではなく、職務を遂行する能力に基づいて雇用されるべきであると考えています。

サプライヤーは、年齢、カースト、肌の色、障害、性別、性自認および性表現、性的指向、健康状態（HIV感染、B型肝炎を含む）、婚姻状況、妊娠の有無、子供の有無、国籍、社会的・国家的・民族的出身、移民労働者の地位、政治的見解、人種、宗教、労働組合への加入、または国、州、地方の法律によって保護されているその他の特性にかかわらず、すべての従業員を尊重し、一人ひとりの尊厳を守らなければなりません。

報復の禁止および苦情処理メカニズム

サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく懸念を表明したり、不正行為の疑いを報告したりできる、利用しやすく機密性が確保された苦情に対応する仕組みを維持しなければなりません。サプライヤーは、善意に基づき懸念を報告し、苦情を申し立て、または調査に参加した者に対する、いかなる形態の報復、脅迫、または不利益な取り扱いも禁止しなければなりません。

サプライヤーは、受け付けた報告について迅速かつ公平に調査を行い、調査および是正措置に関する記録を保管するとともに、LS&Co.、その従業員、またはSCoCに関連する懸念事項については、LS&Co.に報告しなければなりません。

労働時間

LS&Co.は勤務スケジュールの柔軟性を認め、現地の労働時間に関する法的制限を遵守します。サプライヤーは、割増賃金を支払う残業、または少なくとも法律で定められた賃金の支払要件を満たす残業を除き、法律で定められたこれらの労働時間の上限を超えてはなりません。すべての残業は自発的なものでなければならず、サプライヤーは残業を拒否する従業員に対して懲罰的な措置を講じてはなりません。

LS&Co.は、通常勤務時間と残業時間の合計が週60時間を超えないパートナーを優先します。また、従業員に恒常的に週60時間を超える労働を求める請負業者とは取引を行ってはなりません。従業員には、7日ごとに少なくとも1日の休日を与える必要があります。すべての労働条件は、適用される現地の労働法が定める基準を少なくとも満たさなければなりません。

賃金および福利厚生

サプライヤーは、適用される法令または契約の定めに従い、かつ現地の製造業またはサービス業における一般的な慣行を満たすか、それを上回る賃金および福利厚生を提供し、生活賃金基準が定められている管轄区域においては、その基準を満たさなければなりません。サプライヤーは、同等の価値のある労働に対してすべての労働者に同一の賃金を支払い、法定または契約上の割増率で残業代を支給し、正確な賃金を適時に支払わなければなりません。

結社の自由

LS&Co.は、労働者が自らの選択により団体を結成・加入し、団体交渉を行う権利を尊重します。サプライヤーは、結社の自由、および組織化および団体交渉を行う権利を、違法な干渉なしに尊重しなければなりません。

サプライヤーは、そのような決定を行う、またはそのような組織に参加する労働者が、差別、ハラスメント、または懲罰的な懲戒処分の対象とならないよう確保するとともに、当該組織の代表者が、現地の法律または雇用主と労働者組織との間の相互合意によって定められた条件の下で、その構成員と接触できることを確保しなければなりません。

健康と安全

サプライヤーは、関連する事業および操業許可、防火および電気に関する証明書、ボイラー、発電機、エレベーター、燃料および化学物質貯蔵タンクなどの設備に関する許可、ならびに建築、排出、廃棄物処理に関する許可など、適用されるすべての健康・安全に関する許可の登録簿を維持しなければなりません。

サプライヤーは、健康および安全上のリスクを積極的に特定し、事故や負傷を防止し、緊急時に効果的に対応するための方針およびプロセスを策定・維持することにより、労働者に安全で健康的な職場環境、および該当する場合は生活環境を提供しなければなりません。これには、極端な気温や、職場に影響を与えるその他の気候変動に起因する労働衛生上のリスクを特定し、対処することも含まれます。

従業員のウェルビーイング

LS&Co.は、従業員のウェルビーイングを、一人ひとりが身体面、精神面、感情面、社会面において、最良またはそれに近い状態で力を発揮するための基盤と考えています。サプライヤーは、取り組みが従業員や地域社会にどのような影響を与えるかを検討し、適切な場合には、良好な成果をもたらすための措置を組み込むことが推奨されます。

当社は、従業員と管理職の間で明確かつ建設的なコミュニケーションが図れる職場環境を提供し、職場環境、方針、およびプロセスを通じて、従業員が健康で満足感を持ち、仕事への意欲を高められるよう支援するサプライヤーとの協業を目指しています。



第04節

環境ガイドライン

環境負荷の最小化と責任ある資源利用の推進

環境コンプライアンス

該当する場合、サプライヤーは登録簿を保管し、必要なすべての環境許可および規制を遵守しなければなりません。サプライヤーは、事業拠点における活動の評価に基づき、地域環境への悪影響を軽減するよう継続的に努めなければなりません。

廃棄物管理

製造サプライヤー

製造サプライヤーは、原材料や商品に由来する固形廃棄物および有害廃棄物を含む、固形廃棄物の削減、利用、保管、輸送、および責任ある処分に関する廃棄物管理方針およびプログラムを策定しなければなりません。これらの方針およびプログラムは、あらゆる形態の廃棄物を特定、測定、管理、削減するとともに、緊急事態に備えた手順が整備されていることを確保しなければなりません。

水の使用および排水管理

製造サプライヤー

製造サプライヤーは、淡水の消費量を測定し、その削減に取り組み、水の再利用およびリサイクルを行うための水管理方針およびプログラムを策定しなければなりません。製造サプライヤーは、施設からの排水量を測定、管理、削減し、すべての法的排出要件を満たすとともに、業界のベストプラクティスに沿って、水資源管理および水・衛生・清潔（WASH）の実践を継続的に改善するよう努めなければなりません。

大気および温室効果ガス排出の管理

サプライヤーは、商品およびサービスの生産に伴うエネルギー消費の総量およびエネルギー原単位を削減するための、エネルギー管理に関する方針および実施計画を定めていることが求められます。また、サプライヤーは、「温室効果ガスプロトコル」に準拠して、温室効果ガス排出量およびカーボンフットプリントを測定・管理し、要請があった場合には開示することが求められます。LS&Co.は、当社の目標に沿った炭素排出量の削減目標を掲げ、その達成に向けて進展を示しているサプライヤーとの協業を目指しています。

化学物質管理

製造サプライヤー

LS&Co.は、有害化学物質の環境への産業排出を排除するという目標を支持しています。該当する場合、製造サプライヤーは有害化学物質に対する適切な管理体制を整備し、これらの化学物質の使用を段階的に減らし、廃止に向けた取り組みを継続しなければなりません。

また、製造サプライヤーは、LS&Co.製品の製造・生産に使用される化学物質に関する開示および透明性を確保するための仕組みを整備し、「有害化学物質のゼロ排出（ZDHC）」ガイドラインを遵守しなければなりません。

循環型経済およびクローズドループ生産

製造サプライヤー

LS&Co.は、化学物質、材料、部品の廃棄物、水およびエネルギーの消費、大気排出など、環境への影響を最小限に抑える製品の開発と製造に注力しています。

当社は、循環型設計に貢献し、製品に使う材料の価値を最大限に活かし、製品が寿命を終えた際に廃棄物となるのを防ぐプロセスを導入している製造サプライヤーを積極的に求めています。当社は、製造サプライヤーに対し、クローズドループ生産のための最良の技術への投資を奨励し、それを実践するサプライヤーとは長期的なビジネス関係を構築します。

製造サプライヤーに対する追加要件

製造サプライヤー

製造サプライヤーは、随時更新され、当社のウェブサイトで公開されている、適用されるLS&Co.のサステナビリティおよび調達方針にも準拠しなければなりません。

第05節

お問い合わせ

懸念事項を報告する方法 – 秘密が守られ、報復の心配なく

SCoCの違反の疑いを知った方は、LS&Co.のEthicsPoint通報窓口、またはethicscomplianceteam@levi.comへのメールを通じて通報することを推奨します。

通報は秘密厳守で行われます。LS&Co.は、善意に基づいて懸念を報告した者に対するいかなる種類の報復も禁止しています。

